

てん ねん き ねん ぶつ い み
天然記念物ってどんな意味？

天然記念物とは、「文化財保護法」という法律にもとづいて、学問的に価値が高いと考えられている、動物、植物、地質・鉱物、天然保護区域などのことです。

国が指定するもの以外にも、都道府県や市町村などの「文化財保護条例」によって指定されるものもあります。また、特に重要なものは「特別天然記念物」に指定されます。

主な天然記念物としては、動物ではアマミノクロウサギ(国特別天然記念物、絶滅危惧IB類)、トキ(国特別天然記念物、野生絶滅)、オオサンショウウオ(国特別天然記念物、絶滅危惧II類)。植物では北海道・阿寒湖のマリモ(国特別天然記念物、絶滅危惧I類)、屋久島スギ原始林(国特別天然記念物)。地質・鉱物では山口県の秋芳洞(国特別天然記念物)などが代表例です(2011年現在、国の天然記念物は985件、内75件が特別天然記念物)。

指定された天然記念物は、荒らされたり、傷つけられったりしないように、文化庁長官の許可がなければ、採集したり、伐採されたりしないよう法律によって保護されています。また都道府県や市町村などの地方自治体によって指定されたものは、条例によって規制され、天然記念物を守ることが定められています。

奄美に生息している天然記念物

